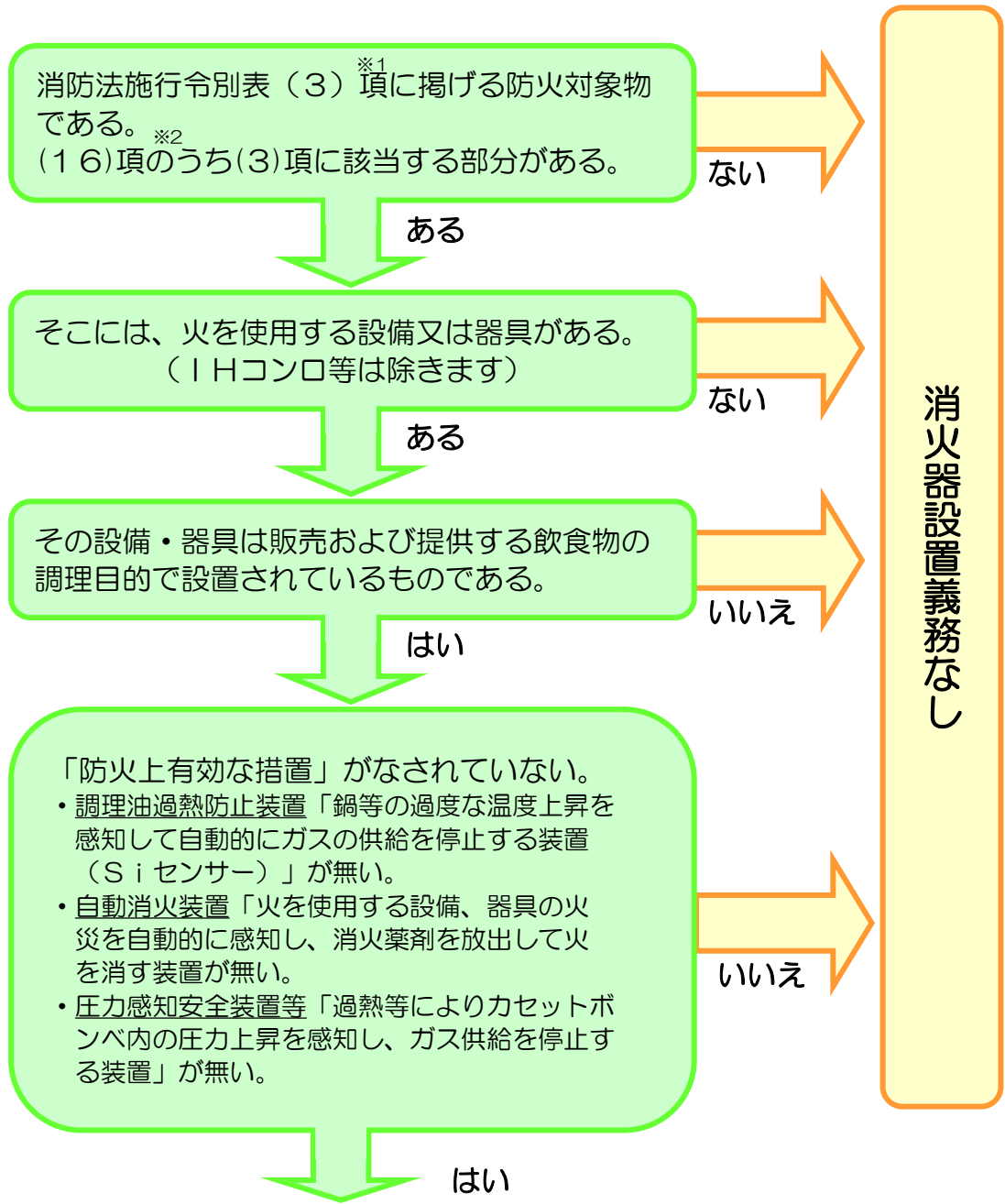


小規模飲食店等の消火器具設置フローチャート



消火器設置義務有り

設置後、6ヶ月ごとに消火器の機器点検を実施し、年1回消防用設備等点検結果報告書により報告する必要があります。

※1 消防法施行令(3)項・・・料理店、飲食店、食堂、レストラン、喫茶店、スナック、居酒屋などが該当します

※2 消防法施行令(16)項・・・複合用途防火対象物をいい、一つの建物にテナント等いろいろな用途がある場合が該当します。